

## 一 戸 町 自 治 公 民 館 認 定 基 準

(目的)

第1条 この基準は、自治公民館の設置及び運営に関する必要な基準を示すものであるから、自治公民館の設置者は、この基準に従い、自治公民館の維持、向上を図ることを努めなければならない。

(自治公民館の施設)

第2条 町内の公共的団体が管理する既設の施設で、会議室、図書資料室、調理室が整備されており、次条の条件を満たしていると教育長が認めたものとする。

(自治公民館の条件)

第3条 自治公民館の条件は、次のとおりとする。

- (1) 館長、副館長、事務局職員等が選任されていること。
- (2) 管理運営関係規約及び運営組織が整備されていること。
- (3) 年間10日以上(20時間以上)社会教育に関する事業(各種学級、集会)を計画的に実施すること
- (4) 自治公民館に活動を記録する日誌を備えること。
- (5) 教育委員会の主催する会議、事業に積極的に参加すること。
- (6) 教育委員会の求めに応じ、活動状況の調査及び報告をすること。

(自治公民館認定申請等)

第4条 第2条第2号による自治公民館の認定を受けようとする公共的団体の長、又は新たに自治公民館を設置しようとする公共的団体の長(以下「館長」という。)は、教育長に自治公民館認定申請書(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 前項の申請があった場合は、書類及び実態を調査し、自治公民館認定書「様式第2号」を館長に交付するものとする。
- 3 教育委員会では、前項の認定を受けた自治公民館に対し、適切な指導、助言を行うとともに、活動費の一部を予算の範囲内で援助する。
- 4 教育委員会では第3条の条件を満たさないと認められるときは、自治公民館認定取り消し通知書「様式第3号」を館長に交付し、以後、前項に定める活動費の援助を行わないものとする。

(報告の徴収等)

第5条 教育長は、必要があると認めたときは、自治公民館の管理運営に管理報告を求め、又は、職員派遣して関係書類を調査させることができる。

附則

- 1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行以前に、教育委員会が認定する部落公民館の基準(昭和51年4月1日施行)により認定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 4 条第 1 項関係)

令和 年 月 日

一戸町教育委員会 教育長 様

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

印

自 治 公 民 館 認 定 申 請 書

一戸町自治公民館認定基準第 4 条第 1 項の規定により、下記自治公民館の認定について関係書類を添えて申請します。

記

1. 自治公民館の名称
2. 自治公民館の所在地
3. 理由及び経過

4. 添 付 書 類 別紙のとおり